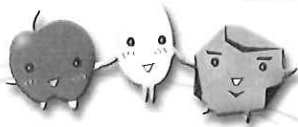


りんごちゃん おこめくん かいたんくん



ほうじん通信



発行所／公益社団法人

滝川地方法人会

〒073-0022 滝川市大町1丁目8番1号 滝川産経会館3F

TEL (0125)23-6333 FAX (0125)74-6020

メールアドレス takikawa@houjin.sakura.ne.jp

ホームページアドレス

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/takikawa/>



第74号 令和8年7月15日発行

◆滝川支部 滝川市大町
TEL(0125)23-6333

◆芦別支部 芦別市南1条
TEL(0124)22-3444

◆赤平支部 赤平市泉町
TEL(0125)32-2246

◆砂川支部 砂川市西1条
TEL(0125)52-4294

◆歌志内支部 歌志内市本町
TEL(0125)42-2495

◆奈井江支部 奈井江町本町
TEL(0125)65-2151

◆上砂川支部 上砂川町中央
TEL(0125)62-2410

◆新十津川支部 新十津川町字中央
TEL(0125)76-2571

◆江部乙支部 滝川市江部乙町
TEL(0125)75-2529



上芦別小学校 6年生
租税教室

滝川地方法人会青年部会の取り組み事業の一環として「租税教室」を行っております。

今年度は、青年部会員が管内6か所の小学校を訪問し、税金で造られている施設や税金は日々の暮らしでどのように役立っているのかについて、クイズなどを交えて楽しく学んでいただきます。

開催校～奈井江小学校、上芦別小学校、西小学校(滝川)、赤平小学校、砂川学園、東小学校(滝川)

【目次】

- 「第14回定時総会」..... 2
- 「講演会」「功労者への感謝状贈呈」「故遠藤ユリさんに感謝状」..... 3
- 「令和9年度税制改正に関する提言」..... 4
- 「租税教育・貢献事業」..... 5
- 「再審制度の改正 ～ 弁護士 丸山 健」..... 6
- 「ほくもん法人会メンバーズローン」「キャッシュレス納付のご案内」..... 7
- 「滝川税務署人事異動」「税務講座のご案内」..... 8
- 「今、政府が検討している「給付付き税額控除」ってなに ～ 北海道税理士会滝川支部 支部長 武石和昌」..... 9
- 「会員企業等広告」..... 10～12

第14回 定時総会を開催

～ 7項目の重点施策を決定 ～

公益社団法人滝川地方法人會第14回定時総会を6月5日にホテル三浦華園において、会員総数778社のうち389名(委任状の出席者含む)が出席して開催しました。

総会では、来賓を代表して滝川税務署長 河原幸生様からご祝辞をいただいたほか、保険各社の幹部の方々のご臨席を賜りました。

令和8年度事業計画及び予算・決算

令和8年度事業計画では、公益社団法人として移行後14年目となることから、組織・財政基盤の充実はもとより、不特定多数の利益の実現を核とした事業の積極的推進を図り、地域社会の健全な発展に資するため、「税に関する事業の充実」、「納税意識の高揚策」、「税制改正に関する提言活動」など7項目の重点施策を決定しました。

令和8年度予算は、経常収益では会員減により前年度より312千円減額となる総額17,119千円となり、経常費用では全体的に縮減を図りながら、事業計画に沿った事業を進めることとし、前年より19千円の増額となる総額18,624千円となりました。

また、令和7年度収支決算について承認されました。



女性部会定時総会

滝川地方法人會女性部会(部会長:佐々木和代)の定時総会も同日開催し、令和7年度事業報告と令和8年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和7年度決算が承認されました。

令和8年度の事業計画では、女性部会の積極的なPRと部会員の拡充を図るとともに、研修会・租税教育事業及び地域貢献事業を積極的に実施することを基本方針とし、その達成のため、「税知識の普及を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。



青年部会定時総会

滝川地方法人會青年部会(部会長:上田恒太朗)の定時総会も同日開催し、令和7年度事業報告と令和8年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和7年度決算について承認されました。

令和8年度の事業計画では、青年部会の積極的なPRと自己研鑽を図ることに主眼を置き、若い英知と創造によって有意義な部会活動を実施することを基本方針とし、その達成のため、「納税意識の高揚を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。



滝川税務署長講演会開催

定時総会終了後、引き続き講演会を開催しました。

「税務の現場から～調査編～」と題して、滝川税務署長の河原幸生様からご講演をいただきました。

河原署長は、昨年7月に東京国税局(調査第三部 統括国税調査官)から滝川税務署に着任されました。

北海道の出身で、主に関東圏での勤務が長く、品川税務署や東京国税局などで勤務されております。

講演会では、国税に関する映画・ドラマの紹介、調査の状況や査察事例など、税務調査について丁寧にわかりやすく語られました。

当日は、女性部会及び青年部会の皆さんを含め110人余りが聴講され、受講された皆さんは河原署長のお話を熱心に聞き入っていました。

今後とも多方面の講師をお迎えし、研修事業の充実に努めてまいります。



講師の河原幸生税務署長

法人会功労者へ感謝状贈呈

【公益財団法人 全国法人会総連合 会長表彰】

芳賀美津男 様 (滝川支部) 造田 孝志 様 (砂川支部)
田端 千裕 様 (滝川支部)

【一般社団法人 北海道法人会連合会 会長表彰】

庭野 義弘 様 (滝川支部)

【公益社団法人 滝川地方法人会 会長表彰】

庭野 義弘 様 (滝川支部) 佐伯 敏和 様 (滝川支部)
堀松 宣弘 様 (砂川支部) 永森 直弘 様 (砂川支部)
平尾 秀明 様 (砂川支部) 広庭 里美 様 (砂川支部)
但田 剛 様 (砂川支部) 山田 賢司 様 (砂川支部)
伊倉 豊 様 (江部乙支部)

定時総会で、法人会活動に貢献された方々に感謝状が贈呈されました。

なお、全法連表彰、道法連表彰は6月4日に開催された道法連の通常総会で表彰されました。



表彰式

故遠藤ユリさんに札幌国税局長から感謝状贈呈

5月31日ご逝去された故遠藤ユリ様に、多年にわたる納税功労の功績により札幌国税局長から感謝状が贈呈されました。

6月24日に行われた贈呈式では、河原滝川税務署長から(株)遠藤組の那須社長に感謝状が伝達されました。

永年にわたり当法人会活動にご尽力いただきました遠藤ユリ様に感謝申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。



滝川地方人会は、中小企業の租税負担の軽減と簡素で適正・公正な課税、税制に関する提言を行っています。この提言は、北海道法人会連合会でまとめられ、全国法人会総連合会で決定されます。

その後、各法人会では国会議員、市町村長及び市町村議会議長に要望・陳情を行っています。

滝川地方人会では、令和9年度の税制改正に向け、次の7項目について提言を行います。

1. 消費税について

給付付き税額控除の導入や消費税率を含めた社会保障と税の一体改革について議論されているが、消費税収は、全て社会保障財源に充てるとされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。

軽減税率制度は、事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストなどの観点から、単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応することを求める。

また、適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、事業者に混乱が生じないように制度の周知徹底と、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。令和8年度の税制改正では、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直しやインボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(2割特例)の見直しが行われたが、経過措置の期間を当面的に、延長することを求める。

2. 事業承継税制について

平成30年度の税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置(令和9年12月末まで)として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われた。

「特例承継計画」の提出期限が令和9年9月30日(現行:令和8年3月31日)まで1年6か月延長されたが、提出件数等を踏まえながら、納税猶予制度の充実を求める。

また、円滑な事業承継を図るため、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設を求める。

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

3. 外形標準課税について

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

赤字企業も課税されるばかりでなく、付加価値割は賃金への課税となり、企業の雇用意欲を阻害し、喫緊の課題である賃上げの取り組みにも逆行する。

現在、中小企業への課税は対象外であるが、雇用や企業経営に甚大な影響を与えることとなる中小企業への適用拡大には反対する。

4. 少額減価償却資産の特例の拡充・恒久化について

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度で、令和8年度の税制改正で対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満に引き上げ、対象となる法人から常時雇用する従業員の数が400人を超える法人を除外した上で、適用期限が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に3年間延長された。

中小企業者については、設備投資促進の観点から、取得価額の引き上げ(50万円未満)並びに取得合計額の上限(年間300万円)を撤廃し、特例の適用期限を設けず恒久化することを求める。

5. 中小法人の軽減税率制度の特例について

令和7年度の税制改正において、中小企業等の法人税率は、所得金額のうち800万円以下の部分に適用する軽減税率の特例15%(本則19%)が2年間延長(令和8年度末)されたが、このような時限的な措置ではなく本則を改正するとともに、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて1,600万円程度への引き上げを求める。

6. 中小企業の設備投資関連税制について

令和5年度の税制改正において、中小企業に前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の減免制度が創設され、令和7年度の税制改正において、適用期限が2年間延長(令和8年度末)された。

市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税の課税標準が雇用者給与等支給額の引上げにより軽減される特例措置だが、適用期限の延長と事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

7. マイナンバー制度について

税・社会保障に関する行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するために必要不可欠な制度である。

今後は、社会保障と税の一体改革の観点から国民の納得と理解を得られる施策の実現を求める。

木村設備工業 有限会社

代表取締役 木村 浩己

〒079-0462 滝川市江部乙町西11丁目13番43号

TEL 0125-75-2812

FAX 0125-75-2509

滝澤ベニヤ株式会社

代表取締役 瀧澤 貴弘

本社 芦別市野花南町1000番地
TEL(0124)27-3111 FAX(0124)27-3113

旭川工場 上川郡東川町北町9丁目2-9
TEL(0166)82-2271 FAX(0166)82-4684

富良野工場 富良野市西扇山2
TEL(0167)22-3267 FAX(0167)22-5770

札幌営業所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1-27 平岸スクエアビル4F
TEL・FAX(011)887-0145

E-mail:t-veneer@poem.ocn.ne.jp

租税教育・貢献事業

女性部会及び青年部会では、令和8年度事業計画に基づき下記の事業に取り組みます。

◎税に関する絵はがきコンクール

女性部会

租税教育の取り組みとして、小学4年生～6年生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクールを実施します。入賞者には素敵な景品を用意していますので、多くの作品をお待ちしております。なお、最優秀作品(1点)は北海道法人会のコンクールへ出品します。

■最優秀賞・滝川税務署長賞・法人会会長賞・女性部会長賞ほか各賞

■応募者全員に参加賞を贈呈します!!

●募集締切 8月27日(木) ※応募用紙は各学校に配付します。

●お問合せ 滝川地方法人會女性部会 (☎0125-23-6333)



◎少年サッカー大会・税金クイズ

青年部会

滝川地方法人會青年部会杯サッカー大会・税金クイズを開催します。

この事業は、滝川税務署管内のサッカー少年たちへ、税金の仕組みや納税義務等のPRを兼ね、健全な心身の育成と技術・体力の向上を図り、望ましい社会性を養うことを目的に開催しております。

●開催日 8月30日(日)

●開催場所 新十津川町ふるさと公園サッカー場



◎いちごプロジェクト節電啓発活動

女性部会

家庭や職場で「無理なく・無駄なく・快適に」を合言葉に、節電のPR活動に取り組みます。

ライフスタイルに合わせて、無理のない範囲で省エネ・節電に取り組みましょう!!

限られたエネルギーの有効活用のため、皆様のご協力をお願いします。

※「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。



◎租税教室・ミニバスケットボール大会

青年部会

青年部会では、未来を担う子供たちの体力向上を図るとともに、租税教育事業の一環として租税教室・ミニバスケットボール大会を開催しております。

どなたでも見学自由ですので、是非会場までお越しください。

●開催日 10月3日(土)・4日(日) (法人会のホームページでご案内します。)

●開催場所 砂川市総合体育



北海道名物

松 松尾ジンギスカン

www.matsuo1956.jp

本社

北海道滝川市流通団地1丁目6番12号
総務部 TEL:(0125)23-1919
製造販売部 TEL:(0125)23-2989

本店

北海道滝川市明神町3丁目5番12号
TEL:(0125)22-2989

お取り寄せは
こちらから

松尾ジンギスカン 公式通販



株式
会社

特定建設業
平尾電気商会

総合電気工事設計施工

代表取締役 平尾 嘉典

会 社 砂川市東4条南3丁目3番19号
電 話 (0125)52-2335番
F A X (0125)54-2762番
三井化学事務所 電 話 (0125)54-1716番
F A X (0125)74-6377番
URL : https://hiraden-1949.com

1 再審とは、確定判決に対する主として事実認定の不当を救済するために認められる救済手続である(再審は刑事裁判(刑事訴訟法)、民事裁判(民事訴訟法)に共通する制度であるが、現在改正作業が進められているのは刑事裁判の再審である)。再審が認められるには再審理由があることが必要であるが(刑事訴訟法435条、436条)、大きく分けて、①確定判決の証拠が偽造または虚偽であることが明確になった場合、②無罪を言い渡すべき明らかでない証拠が確定判決後に発見された場合、③確定判決に関与した裁判官や確定判決の証拠となった書面の作成等に関与した裁判官・検察官等が職務犯罪を犯したことが明らかになった場合、に再審が認められることとなる。

2 現実に再審開始された事件の再審理由はほとんどが②であるが、再審はひとたび確定した判決をいわずに無罪とする制度であり、乱発されることになれば裁判の蒸し返しによる長期化や裁判の権威の失墜を招きかねないことから、一般論としては、②に当たるかどうかの判断は慎重に行われるべきである。しかし、確定判決に重大な誤りがあるのにこれを維持することは正義に反するし、人権保障の

見地からも問題があることから、「無罪を言渡すべき明らかでない証拠」とほどの程度の証拠を意味するのかが問題とされてきた。この問題に「応の解決を与えたのが、「白鳥決定」最高裁判昭和50年5月20日決定であり、最高裁は、「無罪を言い渡すべき明らかでない証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性ある証拠をいう」とし、その判断に際しては、「再審開始のために確定判決における事実認

再審制度の改正

弁護士 丸山 健

始され無罪判決が言い渡された。その後も、名張毒ぶどう酒殺人事件(三重県)、布川事件(茨城県)、袴田事件(静岡県)など著名再審事件が続いていた。

4 そして、今国会で見直し(刑事訴訟法の一部改正)が図られることとなった最大の論点は、再審開始決定があった場合に検察官が行う不服申立(抗告)の制限についてである。従来より、再審開始決定に対する検察官抗告によって再審相当事案であるにもかかわらず開始が遅れ、誤判、ある場合に限り許されることとなった。

また、それ以外の重要論点として、証拠開示の問題があり、証拠は再審開始につながる重要な要素であるが、これまで開示に関する明確な規定はなかった。今回の改正では、再審請求理由との関連性、提出の必要性があり、相当と認める証拠に限り、裁判所が検察官に証拠提出を命ずることができることとされた(なお、併せて再審請求者や弁護人が証拠を審理の目的以外に人に提供したり提示したりする目的外使用を禁止し、違反した場合の罰則規定も設けられることとなった)。

再審制度の改正は、昭和23年の刑事訴訟法施行以来初めてのことであり、検察官抗告、証拠開示のいずれの論点についても政党や個々の議員の賛否が分かれており、修正もあり得ると思われ、国会での審議の動向が注目されることである。

えん罪からの救済が遅れたケースがある(袴田事件は、開始決定から確定(再審開始)まで約9年を要した)と指摘されていた(自由民主党の政調法務部会で、弁護士である某女性衆院議員が法務省担当者等を罵倒したシーンがテレビ中継されたが、この論点についての政府(法務省)の対応に不満が爆発したようである)。

その後の政府と与党との調整の結果、検察官の抗告は原則禁止され、再審開始決定の取消しに十分な根拠が


略歴
昭和30年 新十津川生まれ
滝川高校、東大法学部を卒業
現在
弁護士のかたわら人権擁護委員、日独法律実務家連絡会会員など
FMラジオG'Sky(77.9MHz)で毎週木曜午前10時(日曜午前10時再放送)「ニュースインサイドアップ」のコーナー担当

滝川ガスは地域と共に歩み
市民生活の向上に貢献してまいります



滝川市新町3丁目11番5号
TEL 0125-23-3510

豊かな暮らしのお手伝い




代表取締役 芦崎 利弘

滝川市朝日町東2丁目2番5号 TEL 0125-22-2196

ホームページもご覧下さい <https://daiichi-kousan.jp/>

- 滝川支店 滝川市朝日町東2丁目2番5号 TEL 0125-22-2196
- 滝川西町給油所 滝川市西町3丁目1番1号 TEL 0125-24-6906
- 水道設備課 滝川市西町3丁目1番39号 TEL 0125-22-1435



HPはこちら

0125-22-2196

ほくもん法人会メンバーズローン

北門信用金庫様のご協力により、法人会会員専用の事業者向けローンを開設しています。
中空知地域の経済活性化と事業者支援を目的とした優遇金利のローンです。
北門信用金庫の本・支店の窓口で、お気軽にご相談ください。

滝川地方法人会会員の皆さま専用の事業者向けローン

ほくもん法人会 メンバーズローン

中空知地区の地域経済活性化、事業者様の支援を目的に公益社団法人滝川地方法人会様と提携し、同ローンの取扱いを開始いたしました。お気軽にご相談ください。



<https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

詳しくはこちらから▶



キャッシュレス納付をご利用ください

簡単・便利



おすすめ

国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	振替納税	インターネット バンキング	クレジットカード 納付	スマホアプリ 納付
e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。 利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。	事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。	契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。	インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。 ※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。	スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。



法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ

キャッシュレス納付 🔍 検索



空知単板工業株式会社

代表取締役社長 松尾 諭

■本社

〒079-1286 北海道赤平市平岸西町6丁目12番地6
TEL 0125-38-8001 FAX 0125-38-8038

■砂川工場

〒073-0157 北海道砂川市三砂町1番地
TEL 0125-54-4330 FAX 0125-54-4332

HP <https://sv-wood.com>

(関連会社) 矢田木材株式会社

Sorachi America, LLC



「使うこと」が「守ること」につながる

— 北海道産材の魅力を活かした製品づくりを通じて、
私たちは豊かな森と暮らしの未来を支えます —

お知らせ

滝川税務署人事異動

7月10日付けで次のとおり異動の発令がありました。

(敬称省略)

役職	転出される方		転入される方	
署長	河原幸生	《転出先》 東京国税局 課税第二部 資料調査第3課長	大野勝洋	《前職》 秋田南税務署 特別国税調査官(総合調査担当)
総務課長	庄司剛	旭川中税務署 特別国税調査官(法人税調査担当)	三上純平	札幌国税局 人事第2課 人事専門官
法人課税部門 統括国税調査官	東伸一	旭川東税務署 法人課税第3部門 統括国税調査官	村形朋晃	札幌中税務署 審理専門官(法人課税担当)
法人課税部門 上席国税調査官	田川直宏	札幌南税務署 法人課税部門 上席国税調査官	平田亨	小樽税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官

税務講座を開講します

第32回税務講座を開講します。この講座は、滝川税務署のご協力をいただき、会員企業の役員及び社員の方々の研修として、本年度は次のとおり開催しますので、多くの皆様の受講をお待ちしております。

なお、税務講座の申し込みは、ホームページ等でお知らせいたします。

日時	講義内容	講師	受講料	会場
(第1日) 10月7日(水) 13:30~15:00	開講式 ①源泉所得税について	滝川税務署 担当官	500円	滝川産経会館 1階大会議室
(第2日) 10月14日(水) 13:30~16:00	①税制改正について ②決算及び申告の実務について		500円	
(第3日) 11月18日(水) ①10:00~11:30 ②13:00~14:30	①年末調整について (※午前・午後 2回開催)		無料	

厳しい時こそ法人会へ!!

法人会は、税に関する活動で企業や社会に貢献する経営者の団体です!
今こそ法人会に加入し多くの会員との情報共有し厳しい状況を乗り切ませんか。
法人会事務局への連絡をお待ちしてます。

経営に差がつく! 税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

(連絡先) 公益社団法人 滝川地方法人会 (滝川市大町1丁目8-1 ☎0125-23-6333)



村田施設工業株式会社

代表取締役 佐藤勝也

■本社・工場 砂川市豊沼町1番1号
〒073-0138 (北海道三井化学構内)
TEL 0125-52-5251
FAX 0125-54-1745
□歌志内営業所 歌志内市本町32番地1
〒073-0403 TEL 0125-42-6555
FAX 0125-42-6556

総合ビル管理・総合防災・警備保障



株式会社 北斗

代表取締役 中野晋

砂川市西1条南3丁目1番10号
美装事業部 TEL 52-2918
警備事業部 TEL 52-5351
FAX 52-6187

今、政府が検討している

「給付付き税額控除」ってなに

北海道税理士会滝川支部 支部長

武石和昌

「給付付き税額控除」は、低所得者や非課税世帯にも現金給付を通じて支援が届き、所得再配分や消費刺激、手取金額を増やすことにより勤労意欲向上に寄与する制度として、現在、社会保障国民会議で導入の検討している制度であり、すでにアメリカ・イギリス・韓国等の諸外国においてすでに採用されている制度です。

制度の仕組みは、税額控除プラス現金給付を行うもので一時的な給付ではなく継続的に安心感のある制度であるといわれています。

具体的な例として控除額が10万円のケースでいうと

- 1、納税額が15万円の人は、10万円が控除され納税額は5万円となります。
- 2、納税額が6万円の人は、6万円が控除され残り4万円は現金で給付されます。
- 3、納税額が0円の人は、10万円が現金で給付されます。

制度の特徴としては、税額控除で税金を減らすだけでなく、控除額が納税額を上回る場合にはその差額を現金で給付されることから所得が少なく税金をほとんど払っていない人や

非課税世帯でも、制度の恩恵を受けられます。

また、低所得や非課税世帯に直接現金を届けることで、所得格差の是正や再分配機能の強化が期待され従来の税額控除だけでは恩恵が届きにくかった層にも支援が行き渡る点が大きな特徴です。

制度のメリットとしては、低所得者は給付金を貯蓄より消費に回す割合が高いため、現金給付は消費を刺激し、地域経済や全体の経済活動の活性化につながる可能性があります。

また、制度設計によってはアメリカの勤労所得税額控除のように働くことで給付額が増える仕組みを導入することにより、働く意欲を高め、労働参加率の向上や経済活動の活性化に繋がります。

さらに、税制と現金給付を一体化することで、既存の助成制度に比べて行政コスト削減や給付漏れ防止が期待されます。

今後は、複数の支援制度を統合することで、より効率的な所得支援が可能となります。

ただし、課税の公平のため所得把握を的確に行う必要があることから制度設計が複雑なり、継続的な制度であるため恒久的な財源確保が課題となるデメリットも考えられます。

この制度の導入に当たっては、制度の公平性、行政コストの問題、財源の問題等があり、今後、社会保障国民会議の議論の行方及びどのような政治的判断がなされるか注目したい。

医者は健康に人一倍気を使う

フリーランライター 藤木 順平

カレンダーをめくっていたら9月に5連休があることがわかった。次のそれは6年後だという。ラッキー!

その一翼を担っているのが第3月曜日の「敬老の日」だ。「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」というのがこの祝日の趣旨だ。今年も5連休にもつくしている。

「長寿」といえば、地球上の哺乳類の中で人間より長生きなのは「クジラ類」だけらしい。そうだろう。概して体の大きな動物ほど長生きと言われる。ゾウやウマは人間より大きいのが、それは…。

人間は健康に気を使う動物なのだ。以前、米国の医者が数万人単位で禁煙を始めたというニュースを聞いた。日々、ガンなどさまざまな病気で患者と接している医者が「タバコは本当にやばい!」と真っ先に感じた結果だろう。

かつて同窓会の時、医者の友人知人に「血糖値とか、何か悪い数値のやつある?」と聞いたら、みんな「ない」という。「何をしたら体に悪いか知っているからね」と言っていた。喫煙、深夜の食事、深酒、運動不足などなど。

その後、医者仲間の会合に呼ばれたことがある。その席で、医者たちはゲストの筆者に「やれ飲め、それ飲め」と矢継ぎ早に酒を勧めた。

オレの健康は無視か!

【筆者紹介】 藤木順平(ふじきじゅんぺい)

フリーランライター。日本笑い学会会員。

心のもった家づくり



日新建設 株式会社

代表取締役

宗方 裕之

〒079-1371 北海道芦別市上芦別町525-7
Tel : 0124-22-8855 Fax : 0124-22-2555
E-mail : bigboss1614@outlook.com

私たちは、地域の“あずましい”

環境づくりに貢献します



嶋産業株式会社
SHIMA SANGYO

本社 〒075-0006 北海道芦別市北6条西2丁目8-14





代表取締役社長 田端千裕

本店 滝川市東町1丁目38番地16
電話 (0125)22-4177 FAX (0125)22-1500
本社 三笠市岡山359番地1
電話 (01267)2-7300 FAX (01267)2-5858
支店: 札幌 / 営業所: 函館

<https://www.tabataweb.jp>



各種建築工事・リフォーム工事・解体工事

家屋等の解体工事は
お気軽にご相談下さい
特定建設業

株式会社 ハタダ

代表取締役 芳賀 美津男

滝川市流通団地 1-4-6

TEL (0125)22-4439

FAX (0125)22-5853

E-mail: hatadam@wine.ocn.ne.jp

H P: <https://www.k-hatada.co.jp>



ふれあいを大切にする
北門信用金庫

理事長 伊藤 貢 作

〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号 ☎0125-22-1111
ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

普通・準中型・中型・大型・普通二輪・大型二輪・普通二種

オンライン学科
教習実施中!!

自分の予定にあわせてスマホ
一つでカンタン技能・送迎予約



芦別・赤平・新十津川方面 送迎バス運行中

今年も安全なカーライフ全力でバックアップします!
SDS 空知自動車学校

滝川市新町4丁目4番30号 TEL (0125) 23-1101

有限会社 ケア・コラボレートK・H



土 筆
土筆の郷

- ◎居宅介護支援 ◎訪問介護
- ◎デイサービス ◎グループホーム
- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎サービス付き高齢者向け住宅
- ◎シニアシェアハウス

一人ひとりの
笑顔のために

代表取締役 佐々木 和代
滝川市東町4丁目2番11号
TEL 0125-26-0294 FAX 0125-26-0200

ホームページ <https://www.tukushi-t.jp>

NAKAYAMA



株式会社 中山組

代表取締役社長 中山 茂

支社 073-8501 滝川市明神町4丁目1番17号

TEL 0125-22-1212 FAX 0125-22-1219

本社 065-8610 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

TEL 011-741-7111 FAX 011-742-1781

支店 東京 営業所 道南・旭川・道東・帯広・室蘭・紋別

医療法人 仁恵会 中野記念病院

理事長 紺野 雅人
院長

グループホーム 「あさひ」

グループホーム 「きらぼし」

グループホーム 「あおぞら」

芦別市旭町48番地 TEL(0124)22-2196
FAX(0124)22-3370

特定建設業

プロパンガス、灯油、碎石販売
自動車板金・整備

株式会社 植田組

代表取締役 植田 義人

芦別市上芦別町215番地137

TEL(代表) 0124-22-8834

日本産業規格認証取得工場



山田産業株式会社

YAMADA INDUSTRY CONCRETE FACTORY CO.,LTD

〒073-0159 北海道砂川市吉野2条北3丁目 TEL(代) (0125)52-2108 FAX52-2407

代表取締役社長 山田 巖



村山木材株式会社



代表取締役

造田 孝志

本社 砂川市東3条南4丁目2番5号 ☎(0125)代④4371
 販売センター 砂川市吉野1条南2丁目3番9号 ☎(0125)代④1104
 FAX(0125) ④4276
 旭川支店 旭川市東光7条4丁目3番19号 ☎(0166) ⑥7197
 加工事業部 砂川市吉野1条北4丁目221-4 ☎(0125) ⑤2170
 ハウスドゥ平岸店 札幌市豊平区平岸3条2丁目4-18 ☎(011)799-0071

お客様のニーズに応じた車検・整備・中古車販売
環境保全対策優良店・運輸局長指定整備工場

トヨタレンタリース札幌取次店

特定整備認証工場

ITO 伊藤自動車整備工場

新十津川町字中央134番地

[電話] (0125) 76-2426 [FAX] (0125) 76-2274

砂利採取販売・土木建築資材販売・除雪・排雪業務

ITO 伊藤砂利株式会社

[本社] 新十津川町字中央134番地 [電話] (0125) 76-2273 [FAX] (0125) 76-2274
[砂利プラント] 新十津川町弥生 [電話] (0125) 76-4099 [FAX] (0125) 76-4688



造園のことなら
どんとおまかせ下さい。

(株)北海道アトリウム

〔営業のご案内〕
 ■造園 ■土木 ■林業
 ■環境緑化 ■資材販売
 ■産業廃棄物

TEL(0125) 65-5707
 奈井江町字奈井江町171番地35号
 FAX(0125) 65-5704

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がんを含む

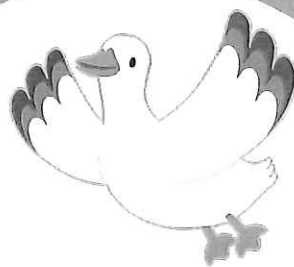
病気や
ケガの
備えに



ほしい安心で「生きる」を彩る保険

あんしん パレット

心配な
「がん」の
備えに



保障と相談サポートで

あなたによりそう がん保険 ミライト

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求はお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



引受保険会社

Aflac

アフラック

旭川支社 〒070-0031 北海道旭川市一条通9-50-3 日進旭川ビル7F

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
SUMIHA
全国法人会総連合

P25157-2605004



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり[約款]」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

大同生命の
無配当入院一時金保険

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

北海道支社 旭川営業所/
北海道旭川市四条通10丁目左7号
TEL 0166-23-1241

AIG AIG損害保険株式会社

旭川支店/
北海道旭川市四条通12丁目左10号
TEL 0166-26-0201

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05